

現場代理人・主任技術者・専門技術者変更届
監理技術者等

令和 年 月 日

美 祢 市 長 様

受注者 住 所
商 号
及び 名 称
代表者氏名

1. 工事番号
2. 工 事 名
3. 工事場所 美祢市 町 地内

上記の工事について、次のとおり、現場代理人、主任技術者・監理技術者等、専門技術者
変更したので届け出ます。

種 別	変 更 前	変 更 後		
	氏 名	氏 名	資 格 名	資格者証番号
現場代理人				
主任技術者				
監理技術者				
監理技術者補佐				
専門技術者				

- 注 1 「資格者証番号」欄は、主任技術者、監理技術者補佐及び専門技術者にあつては当該資格に
係る合格証明書等の番号を、監理技術者にあつては監理技術者資格者証の交付番号を記入する
こと。
- 2 国家資格等は有さないが、その業種について実務経験がある者を主任技術者とする場合には、
「資格名」欄に最終学歴を、「資格者証番号」欄に経験年数を記入のうえ、実務経歴を記載し
た資料を添付して提出すること。

営業所の専任技術者の氏名	
--------------	--

他の建設工事の受注状況		請負金額 (単位：万円)	工 期	現場代理人・主任技術者・監理技術者等	
発注者名	工 事 名			区 分	氏 名
				現場代理人 主任・監理 監理技術者補佐	
				現場代理人 主任・監理 監理技術者補佐	
				現場代理人 主任・監理 監理技術者補佐	
				現場代理人 主任・監理 監理技術者補佐	
				現場代理人 主任・監理 監理技術者補佐	

- 注
- この届は、請負金額の大小に関係なく提出すること。
 - この届の対象となる工事の工期と重複する工事について記入すること。
 - 他の建設工事は、公共工事かどうかを問わない。民間工事も含む。
また、元請か下請かは問わない。
 - 主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合 9,000万円）以上のものである。
 - 建設業法第26条第3項ただし書の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」）を配置する場合は、監理技術者補佐を専任で配置すること。また、特例監理技術者が、兼務要件を満たすことを確認できる次の資料を添付すること。
 - 特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し
 - 本工事と他工事の距離が確認できる資料
 - 業務分担、連絡体制等を記載した書類
 - 「請負金額」欄は、1万円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
 - 監理技術者にあつては監理技術者資格者証の写しを、主任技術者、監理技術者補佐、専門技術者及び請負金額が9,000万円未満の建築一式工事で監理技術者資格者証の交付を受けていない技術者にあつては、次のものを添付すること。
 - 資格を証するものの写し（技術検定合格証明書、免許証など）
 - 元請けとの雇用関係を証するものの写し（住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書など）
 - 「営業所の専任技術者の氏名」は、県内にある建設業法上の営業所における専任技術者を全て記入すること。

監理技術者資格者証（写し）

貼付欄